

2012年5月7日

関越自動車道における高速ツアーバス事故についての見解

全日本交通運輸産業労働組合協議会
議長 渡辺 幸一

4月29日午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道上り線、藤岡ジャンクション付近において、乗員乗客46人の高速ツアーバスが道路左側の防音壁に衝突し、乗客7人が死亡、乗員乗客39人が重軽傷を負う痛ましい事故が発生した。

この事態に直面し、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、負傷された方々の一日も早いご回復を願い心からお見舞いを申し上げます。

事故原因については、運転手の居眠り運転が指摘されている中、国土交通省関東運輸局の特別監査において、数十件もの道路運送法違反が確認され、時間を追うごとにバス会社のずさんな運行管理が浮き彫りになってきている。私たち交通・運輸産業に従事する者にとって、安全輸送の確保は最大の使命であり、絶対にあってはならない事故である。

2000年の道路運送法の改正により貸切バス事業は免許制から許可制に規制緩和され、2009年度には2倍強の4,492者に増加、また、ツアーバスの利用客も2005年の約23万人から2010年には600万人超となった。その一方で規制緩和以降、過当競争による運賃ダンピングが常態化するとともに、運転手の過重労働など安全面の課題が指摘されてきた。一昨年の国土交通省の緊急監査報告によれば、7割を超える貸切ツアーバス事業者がコンプライアンス違反を繰り返す事業運営を行い、その結果、人件費の削減や、安全運行に支障を来す過酷な労働条件をはじめ、改善基準告示違反などを行っていた実態が浮き彫りになった。価格競争などで経営環境や労働環境が厳しさを増す中、過度なコスト削減により安全運行に支障を来したという疑いは払拭できない。

また、高速ツアーバスの運行を委託されるバス会社は、発注者である旅行会社から示された条件を受け入れざるを得ない状況もある中で、運行状況や安全体制も適切に管理されていたのかさえ疑問視されていることから、バス会社への指導・監督を強化するとともに、高速ツアーバスを企画する旅行会社に責任を問える制度の構築も指摘されている。

交運労協も委員を務める「バス事業のあり方検討会」の最終報告書が4月3日に取りまとめられ、「高速ツアーバスも実態は定時・定路線での運行であり、高速乗合バス並みの規制が必要として、一本化する制度改正を行うよう求めてきた」が、ひとたび事故が起これば、多くの人命が失われ、バス産業そのものの信頼も大きく失うこととなる。行政に対しては、事故原因の徹底的な究明と、再発防止策として安全運行ができる労働環境の制度確立、及び監査体制の強化を求めていく。

交運労協は、交通運輸産業に働くすべての労働者が、命に直結する仕事を担っていることを肝に銘じ、安全・安心を第一義に、労働条件の向上と改善に向け、全力で取り組んでいく。

以上